

物的証拠なしで 不当判決

7日 名古屋へ全組合員の最大結集を 蒲郡駅事件のでっち上げ(4)

組合員のみなさん！ ユニオン・国労組合員のみなさん！

加藤誠二さんが不当に解雇され、そして裁判で名古屋地裁は不当にも、具体的証拠がないまま憶測で有罪とされました。

そもそもこの「事件は」加藤さんが犯人だと、結論ありきの手法で会社が告訴し、名古屋地検が起訴したものです。しかし、そのでっち上げ性は裁判の過程で明らかにされてきていました。それは、すでに「とうにうん」で3回にわたって明らかにしたとおりです。第1は、加藤さんが会社資料を盗んだ様子が「防犯カメラには映っていない」ということです。

第2は、「管理者用書庫には鍵がかかっていた」ということです。第3は、加藤さんが盗んだという決定的な証拠となるはずの「会社資料に指紋はなかった」という、まぎれもない数々の事実が＝でっち上げだということを証明しています。検察が逆に裁判で、でっち上げを証明しているのです。

有罪ありきが結論の あからさまな手法でしかない

全くデタラメな手法と言いがかりだけで加藤さんは起訴され、会社から解雇されたのです。その不当性は裁判の過程で余すところなく明らかにされているのです。

しかも、刑事事件では、被告人（蒲郡駅事件では加藤さん）が「やっていない」ことを証明する必要はありません。当然、でっち上げであり、冤罪事件だからこそ、したがって検察が「事実」（蒲郡駅事件では加藤さんが会社資料を盗んだという具体的「事実」）を証明しなければならないのです。しかし判決は「加藤さんが盗んだ」という具体的な事実を全く示さないまま「推認」によって下されています。

7日 第1回控訴審と決起集会に最大結集を